

令和8年度 村上大祭臨時露店市場出店者募集要項
(一般・キッチンカー)

1 「村上大祭臨時露店市場」の概要

(1) 開設趣旨

一般・キッチンカー区画は、村上大祭の開催に合わせ、市内事業者がその集客を活かし売上向上やブランド認知を獲得することを目的とする

(2) 開設期間

令和8年7月5日(日) 12時00分 ~ 令和8年7月8日(水) 22時00分

(3) 開設者

村上市(地域経済振興課 TEL:0254-75-8942)

(4) 出店場所

村上市三之町地内で開設者が指定する場所 ※「3 出店区域図」参照

(5) 出店費用

「4 出店条件等」を参照

2 出店資格

(1) 申請者は、令和8年4月1日(水)時点で満18歳以上(高校生不可)の**村上市内に住所・事業所を有する個人・法人に限ります**。※使用人の居住制限はありません。

(2) 以下の各号に該当しない者

ア 暴力団員

イ 暴力団員と社会的に非難される関係を有する者(以下「密接交際者」)

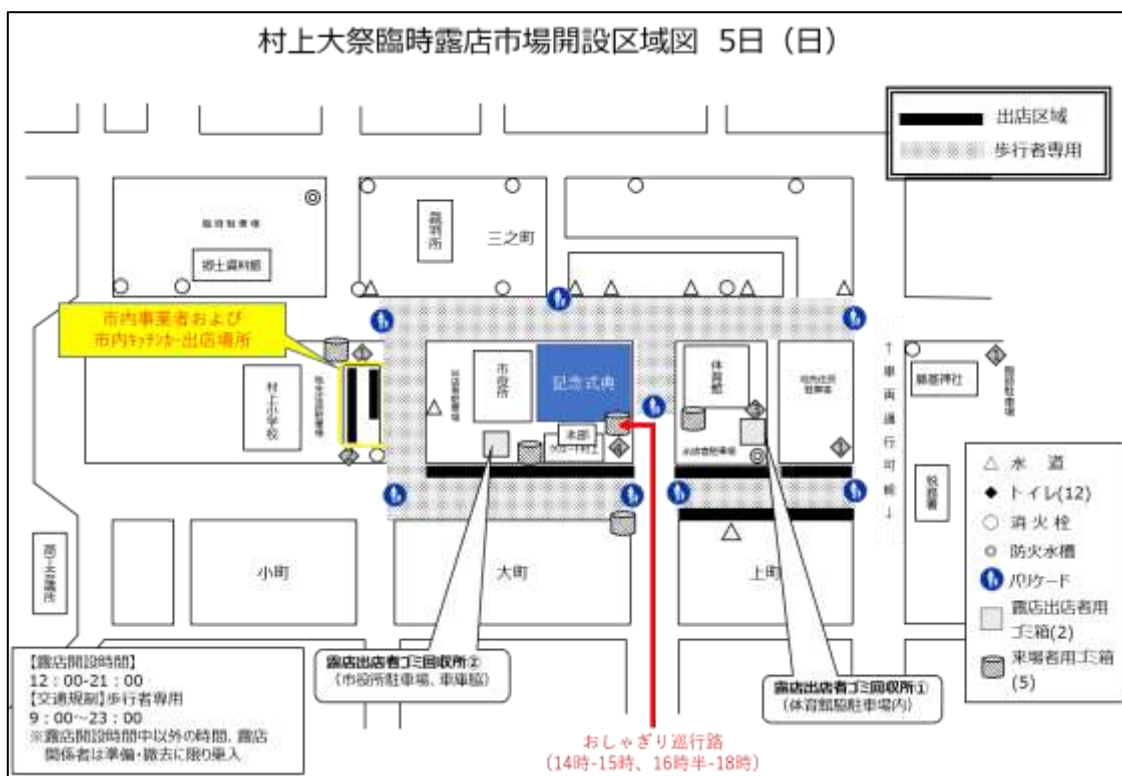
ウ 暴力団員又は密接交際者が関与している反社会的集団・グループ等に参加している者

エ 前記ア～ウの者等が実質的に経営を支配する又は経営に関与している露店の出店を申請する者及びその従業員

オ 暴力団員と生計を同一にしている者

カ 暴力団員等であることを知りながら、これを使用又は雇用し、若しくは利用する者

3 出店区域図





4 出店条件等

(1) 出店料

	一般	キッチンカー
出店区画数	30 区画	5 区画
出店区画サイズ	1口：間口 2.0m 奥行 2.0m 2口：間口 4.0m 奥行 2.0m	3口：間口 6.0m 奥行 2.0m
販売品目数 (1店あたり)	複数品目可	複数品目可
販売品目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食は、新潟県の食品営業許可を受けられる品目限定 ・ 飲食以外は、物品の販売に限る 	
出店料 (4日間)	4,000 円または 8,000 円	12,000 円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出店者は申請者本人であること ・ テント、机、イス、電灯等出店に必要な物品の貸出はありません ・ 火器を使用する場合は消火器を必ず用意してください(家庭用不可) ・ 申請できる品目は、関係法令の範囲内で認められたものに限りま 	

(2) 出店者負担金

項目	単位	単価 (円)
臨時電灯工事費 及び電気使用料	1 申請あたり	4,000
露店出店者 ゴミ処分料	1 申請あたり	1,000

(3) 出店条件

【キッチンカーの場合】

- ・ 営業に際し、有効な「移動食品営業許可」を有していること。
- ・ 仮設電源の設置はありますが、容量に限りがあります。各出店者の使用見込みの状況により発電機等のお持ち込みをお願いする場合があります。

【一般（テント販売等）の場合】

- ・食品を扱う場合は、村上保健所から必要な「臨時飲食店営業許可」または「食品営業許可」を各自で取得すること。
- ・許可証の写しを出店当日に携帯し、市または関係機関の確認要請があった際は速やかに提示すること。
- ・仮設電源の設置はありますが、容量に限りがあります。各出店者の使用見込みの状況により発電機等のお持ち込みをお願いする場合があります。

(4) 出店区画



5 出店手続き

(1) 募集要項・申込開始

令和8年5月21日(木)

出店申請方法

- ①村上市ホームページ「村上大祭での出店者（市内事業者のみ）を募集します」から必要な申請書類をダウンロードしてください。

URL: <https://www.city.murakami.lg.jp//soshiki/128/murakamitaisai-shutten.html>

- ②必要事項を記入の上、必要書類一式を村上市地域経済振興課へ郵送または持込にて提出してください。

- ③出店は1人（1事業者）1店までとなります（出店者は申請者本人であること）

【提出書類（キッチンカー）】

- (ア) 村上市臨時露店市場出店許可申請書
- (イ) 別紙1_キッチンカー出店車両届出書
- (ウ) 自動車車検証（水色のA6サイズ（約105mm×178mm））の写し
- (エ) その他、出店品目に応じて開設者が必要とした場合には、個別に指定する書類の提出

をお願いすることがあります。

【提出書類（一般）】

- (ア) 村上市臨時露店市場出店許可申請書
- (イ) 別紙 2_電気使用見込み届出書
- (ウ) その他、出店品目に応じて開設者が必要とした場合には、個別に指定する書類の提出をお願いすることがあります。

※郵送または持込み以外の方法での申し込みは不可とします。

※申込書類を確認し、不備・不足があった場合は受付できない場合がありますので、締切日までの余裕をもって提出してください。

【申請書提出先】

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
村上市 地域経済振興課 露店受付担当 宛

(2) 出店申請書類提出の締切日

令和8年6月17日(水) ※必着

※上記提出期限までに申請書類がそろわない場合、受付できませんのでご注意ください。

(3) 申請書受付処理

- ・開設者において申請内容を確認するとともに、「反社会的勢力」の該当有無を警察署に照会し、出店資格の有無を確認します。
- ・警察署への照会の結果、「該当あり」の場合は、申請書に記載の連絡先に連絡のうえ、却下とします。

(4) 出店説明会・出店区画決定

令和8年6月19日(金)

◆時間(予定)

10:00~11:00(9:45開場)

◆会場

村上市役所5階第5会議室(村上市三之町1番1号)

◆参加資格

- ・申請者本人が出席してください。
- ・申請者が出席できない場合は、申請書に記載された使用人のうち1名を代理人として出席させることができます。その場合は、申請者が記入した委任状を持参のうえ、抽選会に参加してください。
- ・抽選会で当選した場合であっても、虚偽の申請等の理由により出店を許可しない場合があります。
- ・欠席の場合は、いかなる理由であっても「棄権」とみなし、出店を許可しません。

◆出店区画抽選

- ・申請者数が、出店区画数を超えた場合は、出店可否の抽選を行う場合があります。
- ・出店区画の決定は、申請書の受付順でくじ引きを行い、出店区画を選択する順番を決定。選択する番号順に区画を選択していただきます。

(5) 出店許可(不許可)通知

- ・出店許可(不許可)通知書(村上大祭出店許可証引換書)を郵送します。

(6) 当日受付

令和8年7月5日(日) 11:00~

◆会場

クリエート村上（村上市三之町1-6）

◆受付

- ・ 出店許可通知書（村上大祭出店許可証引換書）を持参
- ・ 出店費用（出店料、出店者負担金）の納付
- ・ 食品営業許可証等の提示（必要な場合）

6 出店に係る留意事項

(1) 出店時について

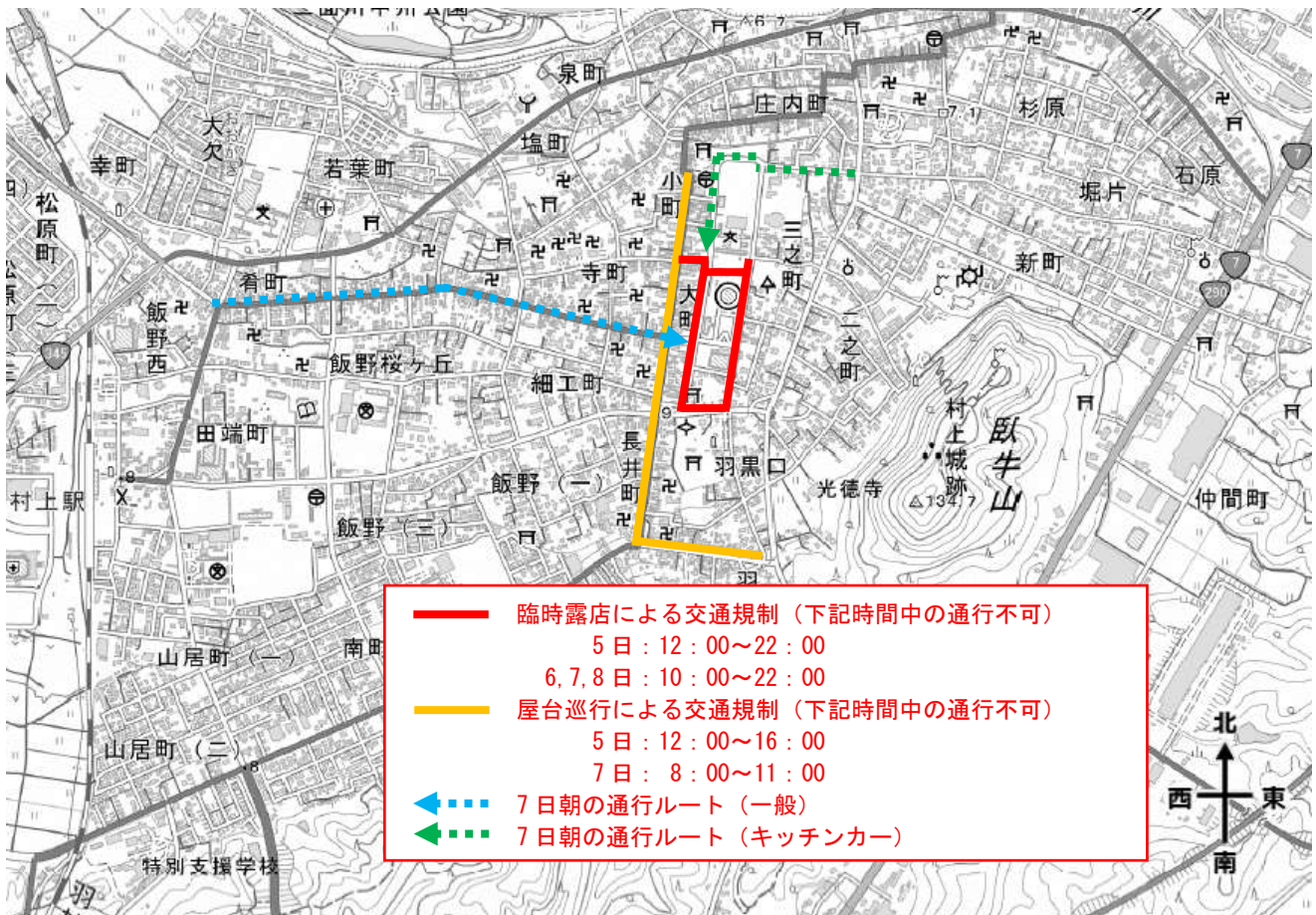
- ・ 許可証は営業開始までに店舗の見やすい位置に掲示してください。

(2) 露店開設の中止について

- ・ 荒天・猛暑・地震等の自然災害や感染症の流行、その他社会的事情により、やむを得ず中止または内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 交通規制について

- ・ 原則として、交通規制区間の車両の通行はできません。



(5) 電気について

- ・ キッチンカーは、エンジン停止のうえ、仮設分電盤内から電源を供給すること
- ・ 仮設電源の設置はありますが、容量に限りがあります。各出店者の使用見込みの状況により発電機等のお持ち込みをお願いする場合があります

(4) 出店者用の駐車場について

- ・ 出店者用の駐車場は①市役所正面駐車場、②市役所北側駐車場および③村上体育館駐車場です。
- ・ 5日（日）は、ユネスコ無形文化遺産登録祝賀イベント開催のため、①市役所正面駐車場への駐車はできません
- ・ 近隣の住宅や周辺店舗などへの無断駐車は絶対にしないでください
- ・ 臨時露店市場開設時間中（5日：午後2時から午後10時まで、6・7・8日：午前10時から

午後10時まで)は規制により駐車場からの車両の出入りはできません

- ・ 完売等で営業を終了した場合でも、開設時間中は車両の入退場はできません



- ・ 赤点線で囲まれた場所以外の駐車場は使用できません。
- ・ 臨時露店市場開設時間中
5日：正午～午後10時
6・7・8日：午前10時～午後10時
は、規制により駐車場からの車両の出入りはできません。
- ・ キッチンカーについても、上記時間は車両の出入りはできません。

(6) 火気使用器具等の設置基準・留意事項について

- ・ 火気器具と段ボールや油などの可燃物とは安全な距離を確保し、不燃性の台などの上で使用する
- ・ 避難の支障とならない位置で使用する
- ・ 可燃性ガス（ガソリン・LPガス等）などが滞留する恐れのない場所で使用する
- ・ ガス器具とガスボンベは適正に接続すること。ホースにひび割れなどの劣化がないこと
- ・ ガスボンベは転倒しないよう固定すること
- ・ 火気器具を使用する露店は、消火器を設置すること（※消火器は、業務用4型以上の設置）
- ・ 電気器具を使う場合、タコ足配線をしないこと

(7) ゴミの搬出・処分

- ・ ゴミ、粉物、廃油等、道路や側溝、周辺民家の敷地等へは絶対に廃棄しないこと
- ・ ゴミは各自、開設者が指定する回収場所に搬出すること
- ・ 回収するゴミは、可燃物、缶、びん、ペットボトル、ダンボールに限る
- ・ 廃油は各自で持ち帰り、処分すること

(8) その他

- ・ 出店を希望する場合は必ず本要項を全て確認のうえ、同意する方のみ提出期限までに申請をしてください
- ・ 申請内容が事実と異なる場合や不備がある場合は、出店をお断りする場合があります
- ・ 公序良俗に反する行為は禁止です
- ・ 出店に当たっては、関係法令を遵守すること
- ・ 許可された区画の一部または全部を譲渡または貸与することは禁止です
- ・ 販売は出店場所内のみでおこなってください
- ・ 店舗設営の際は、強風等による事故防止のため、テントや備品が飛散しないよう確実に必要な措置を講じること

7 問い合わせ

村上市地域経済振興課

TEL：0254-75-8942（直通） mail：keizai-ss@city.murakami.lg.jp